

# 実家・持家を空き家にしないために 「遺言・相続」セミナー＆相談会

2023年  
**9/9** 土

11:45~13:50

[開場 11:30~] **無料**

- ① セミナー：予約不要(当日先着順50名)
- ② 個別無料相談会：事前予約制(8組)



## 大島町開発総合センター

会場

- ① セミナー：1階大会議室
- ② 個別無料相談会：1階 青年室・相談室

東京都大島町元町1丁目1番14号

## タイムスケジュール

① セミナー (1階 大会議室)

セミナー定員 **50名**

11:30 開場

11:45~11:50 開会の挨拶 東京都行政書士会

11:50~12:35 **セミナー**

「遺言・成年後見制度を利用して  
空き家を防ぐには」

東京都行政書士会 空家対策特別委員会委員 寺田 康子氏

12:35~12:40 閉会の挨拶 東京都行政書士会

12:40 終了



② 個別無料相談会 (1階 青年室・相談室)

相談会 **8組** (30分/1組)

個別無料相談会は予約制です。  
予約申し込み先は下記をご参照ください。

11:50~13:50 **相続と住まいに関する  
個別無料相談会**

ぜひこの機会にご相談ください。

遺言や相続など  
お困りごと  
ありませんか？

なんでも  
ご相談ください！



お問い合わせや  
個別相談の予約はこちらへ

東京都行政書士会

☎ **03-3477-2881**

9:00~12:00, 13:00~17:00 (土・日・祝日除く)

共催：東京都行政書士会  
東京都行政書士会 中央支部  
公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ

後援：大島町



# こんなお悩み ありませんか？

高齢の親が施設入居することになった。  
空き家になりそうな実家など財産管理はどうしよう？

成年後見制度の活用

一人暮らしで持ち家を相続する人がいない。  
どこかに寄付できないか？

遺言書の作成

空き家を活用して民泊やカフェをしたいが開業の届けはどうするの？

各種許認可申請

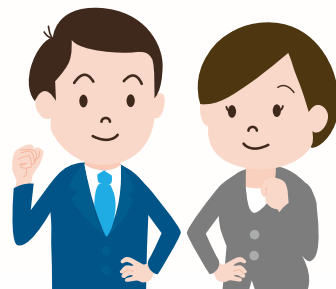
親の家を相続することになったが、住む予定はない。  
何か活用できないか？

相続した空き家の利活用

空き家をリフォームして賃貸したいけど、費用が高額になりそう。どうしよう？

補助金等申請

## あなたのお悩み 行政書士が解決いたします！



空き家に関するお困りごととはご相談ください

東京都行政書士会  
市民相談センター



03-5489-2411

電話相談

12:30～16:30 (土・日・祝日除く)



ホームページ

<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

お電話でのご相談は無料。個別の業務依頼については一部有料となる場合があります。

## 行政書士は街の法律家

行政書士は、権利義務、事実証明に関する書類作成や行政への許認可手続の専門家です。

遺言書の作成、相続手続のご相談、また法人設立や助成金申請など空き家の利活用に向けて多方面からサポートします。

東京都行政書士会は「令和5年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」の事業者に選定されました。